国土審議会第9回大都市圈制度調査専門委員会 議事概要

1.日時:平成18年11月10日(金)10:00~12:10

2.場所:中央合同庁舎2号館13階国土計画局会議室

3. 出席委員:

林良嗣委員長、石川委員、大河原委員、高橋委員、内藤委員、中川委員、林宜嗣委員、吉沢委員(計8名)

4.議事

- (1)大都市圏法に基づく政策区域制度の見直しの方向について
- (2) 広域地方計画の策定等に向けた各委員のご意見について

5 . 主な発言内容

- 既存の政策区域制度の見直しについて議論することと、大都市圏計画あるいは広域 地方計画のなかで、新たな制度設計をどうするかについて議論することは異なる。 本委員会においてどこまでをターゲットとして議論するのか。
- ・ 人口増加時代における都心部への人口流入の抑制を目的とした政策区域の役割は縮小している。しかし、人口減少時代の都市圏のあり方については依然として問題が残されている。区域を区切って国が誘導する手法は古いが、大都市圏固有の課題に対する対応策、また、短期的な人口移動等を一定程度コントロールするための方策等を検討することも必要である。
- ・ 本委員会で新たな課題・対応策等に踏み込み議論し結論を得ることは難しいため、 既存の政策区域制度の必要性について議論するという理解で良いのではないか。
- ・ 現在の政策区域制度については早く見切りをつける必要がある。ただし、廃止する ということだけでなく、今後の姿についても今後の検討課題として位置付けておく 必要がある。
- ・ 一方で、首都圏の機能の重要性を位置付けようとするならば、首都圏の広域地方計 画ではなく、全国計画で明記することが重要である。
- ・ 大都市圏計画がこれまで果たしてきた役割を評価しなければならないが、一方で新 たに広域地方計画を策定する必要が生じている。
- ・ 国土審議会計画部会では広域地方計画を推進するための制度設計についてほとんど 議論がなされていない。そのため、当該部会に対し、本委員会から制度設計に関す る提案を行うことも必要ではないかと考えている。広域地方計画のコンテンツは広 域地方計画協議会で作られるとしても、計画のシステムについては本委員会でも検 討すべきではないか。
- ・ 新たに政策区域制度を設定する際、国土形成計画法を改正し位置付ける方法と、大 都市圏計画の中で修正する方法がありえるのではないか。
- ・ 国土形成計画の全国計画(全国)と広域地方計画(地域ブロック)の二層計画の下に大都市圏計画を位置付け、「地域社会圏」単位で策定する。それは、日常生活圏としての「都市圏」計画と、生態系のまとまりとしての「環境共生圏」計画により構成されるとし、それぞれを対等なものとして位置付けるという考え方はどうか。
- ・ 地域社会圏レベルでは、都市圏を維持するための責任として、大都市圏や都市圏か ら環境共生圏へ、自然保全等に係る費用の資金環流を位置付けたらどうか。
- 現行の政策区域制度は都市部における過度の人口流入を抑制することを主目的としている。これに対し、私が考える新たな政策区域制度案では、「集住地区」、「近郊緑

地増進地区」、「自然保全地区」に分類し、特に「集住地区」は過密の抑制ではなく、 街区ストック(街区内の調和ある建物群を資産として残せるものに仕上げたもの) の整備を主目的とする区域を想定している。

- ・ 都市圏の中で特別に大都市圏というものを設けてもよい。将来的に道州制が導入されたときには例えば8つの州都圏計画に拡大もできる。
- ・ 今日、都心部への人口流入の抑制について、従来の政策区域制度が果たしてきた役割は終わり、その見直しが求められているという点については、ほぼコンセンサスが得られたと考えている。
- ・ 今後、大都市圏計画、あるいは広域地方計画、全国計画の中で、新たな制度の枠組 みをどのように位置付けるのかという点については、今後の検討課題として議論す る必要があるのではないか。
- ・ 資料3の「政策手段の見直し」と資料4の「大都市圏に求められる課題」をどのよ うにつなぐかについて検討する必要がある。
- ・ 政策区域制度に関する論点は、現行制度のあり方に関する議論、新たな制度の位置 付けに関する議論に大分される。
- ・ 大都市圏計画は、広域地方計画の中でそれに対応しうるものが策定されればその必要性は失われる。その際、大都市圏計画が果たしてきた役割を広域地方計画に一本化し整理することができると考える。
- ・ ただし、三大都市圏に関する計画を、他の地域ブロックの広域地方計画と同列に位置づけることが適切なのかについては議論がある。大都市圏の位置付けについては、 広域地方計画だけではなく、全国計画の中で適切な位置付けがなされるべきではないか。
- ・ また、制度的必要性があれば、国土形成計画法のなかで、三大都市圏における特例として、既成市街地と近郊整備地帯を合わせた範囲を想定する「広域都市整備地域」のようなものを設け、他地域ブロックとは異なる位置付けを行うということも考えられるのではないか。
- ・ 現行の政策区域の見直しに当たっては、関連する他制度との整理検討が必要となる。
- ・ 資料3の前半部では、既存の政策区域制度が果たしてきた役割、また同制度が役割を終えつつあることが論理的に説明されているが、「(政策手段の見直し)」以降の記述について、今後の制度のあり方の検討を単に「地域の努力・自立的な取り組みを支援する」とするだけでは不十分ではないか。
- ・ 資料4では大都市圏に求められる課題が指摘されているが、拡大再生産の時代の流れのなかで形成されてきた大都市圏において、21世紀に入り新たに浮上した課題に対する検討が薄いように感じる。資料3の「政策手段の見直し」からつながるように考えていく必要がある。
- ・ 基本的に、国の果たすべき役割は、国家公共財の配置や公益に関わる事象の調整の みにとどめるべきである。
- ・ 都心部への人口流入の抑制には一定の成果があったとの報告がなされていたが、そ の背後には効率性の阻害という大きな弊害があった。政策区域制度は、人口の流入 超過が著しい場合の緊急措置的な政策と捉えるべきであり、今後は、そのような政 策を採用するべきではないと考える。
- ・ ただし、近郊緑地保全区域では成果が上がっており、同制度については、今後充実 していくべきである。
- 現行の政策区域制度を見直し、政策区域に関連する制度について広域地方計画の中で整理することも可能であると考える。ただし、その見直しに係る議論は、関連法制との整合性を十分に検討し事務的に行われるものであり、個人的には同制度が大都市圏計画、広域地方計画のどちらに位置付けられても大差ないと考えている。

- ・ 三大都市圏には国家公共財が集中しているが、あまり多くの計画をつくって地方自 治体等に混乱を生じさせるようなことは避けなければならない。
- ・ 工業等制限法のような画一的なコントロールはするべきではないが、近郊緑地整備 区域の機能をはじめとした公益公共財の維持・保全に対する国の関与は今後も必要 である。
- ・ これまで政策区域制度は人口抑制等の役割を果たしてきたが、今日その役割を終え たと考えている。
- ・ 画一的に政策関与する手法は見直し、今後はそれぞれの地域の意思を尊重すべきである。また、人口等の一律な指標ではなく、経済活力や QOL といった総合的な指標に基づき検討される必要がある。
- ・ 行政(国も含めて)がひとたび決定した政策・施策については、社会情勢・状況が 変化しても見直しをかけることが容易ではなく、行政も環境変化にスピーディに対 応し、政策・施策を変更していく必要がある。
- これまで大都市圏計画を広域地方計画に一本化すれば良いと考えてきたが、広域地方計画の策定や調整が現実的に難しいと考えられることから、大都市圏計画との一本化が上手くできるか疑問を感じている。
- ・ これまで大都市圏計画の運用を通じて得られた成果や教訓等を、広域地方計画に応用するべきである。必要があれば大都市圏計画の一部を残し、広域地方計画の策定等において参考にすることができるようにすることも重要である。ベイ法(大阪湾臨海地域開発整備法)や近郊緑地制度など成果が出ているものについては残していくべきであろう。
- 現在の政策区域制度をなくすことには賛成である。
- ・ ただし、今後、新たに政策区域制度を設定し運用する場合には、個別地域に丸投げ するのではなく、一定程度、国が関与することも必要である。
- ・ 広域地方計画は地域間の調整が上手くいかずまとまらないおそれがある。そのため、 国による提案権、裁定権等、国が主体的に計画を推進することができる余地を残す ことについても検討することが重要である。
- ・ 本委員会では、首都圏整備法等における政策区域制度等のこれまでの成果の検証と、 今後の大都市圏の課題についてご審議いただいてきたが、事務局では、前者を本委 員会の中心的な論点として想定している。
- ・ 後者については、関連法制も多く、住宅、都市計画、土地利用等他部署との調整を要する課題であり、本委員会の結論として、新たな制度について取りまとめること は難しいと考えている。今後、省内で引き続き検討作業を進めることとさせて頂き たい。
- ・ また、従来の政策区域制度について、本委員会のとりまとめとして廃止するという 結論を頂いたとしても、依然として関係部局との調整等が必要であり、即廃止に向 け作業を進めるというわけにはいかないことをご理解いただきたい。

(以上)